

こども家庭庁資料

保育士・保育の現場の魅力発信に関する取組について

令和7年10月29日（水）
こども家庭庁成育局保育政策課・成育基盤企画課

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

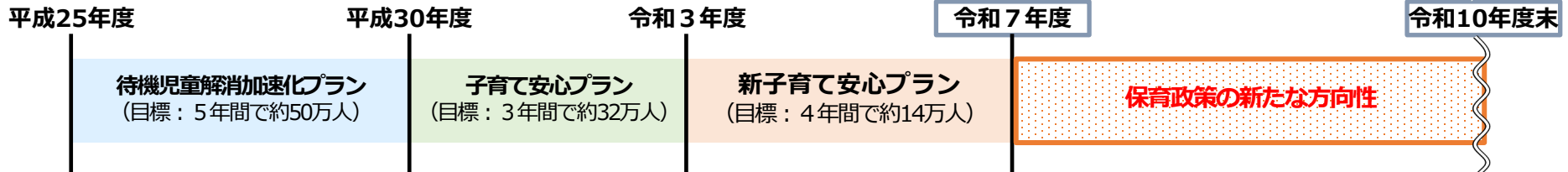


待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等



- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立（R5.4.1施行）
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

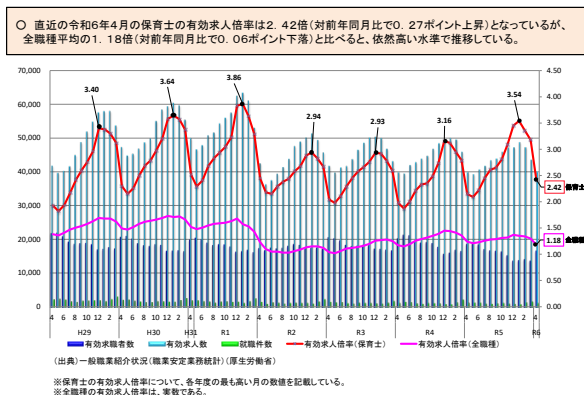
※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

保育人材の確保のための総合的な対策

現状・課題等

○待機児童は大幅に減少してきているが、保育士の有効求人倍率は2.42倍（令和6年4月）と全職種平均（1.18倍）と比べても高い水準となっている中で、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要となる

保育士の有効求人倍率の推移（全国）



【職場環境の整備】

○保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが要因として挙げられている。また、非効率な事務作業や紙での業務によってこどもと向き合う時間が取れないといった意見がある

【新規資格取得支援】

○若年人口が減少していく中で、保育士養成課程を置く大学、短大、専門学校への入学者数が減少傾向にある。学生の保育職への就職率の維持・向上も課題

【離職者の再就職や職場復帰の支援】

○保育士の登録者数と就労者数に差がある中で、潜在保育士の再就職支援を進める必要

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進

✓対応のポイント



- テクノロジー活用、現場の体制やサポートの充実
- 養成校等の取組の強化
- 保育士・保育所支援センターの機能強化

【働きやすい職場環境づくり】

○保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進し、保育士がこどもと向き合う時間を確保
○巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートを充実
○休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進

【新規資格取得と就労の促進】

○指定保育士養成施設への修学支援や保育所への就職促進の取組への支援を進める【R6補正、R7～】
○保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援
○地域限定保育士制度の一般制度化【法律改正・できるだけ早期に】
○課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図る
○保育士の登録に係るオンライン手続き化に取り組む

【離職者の再就職・職場復帰の促進】

○保育士・保育所支援センターの法制化を行い、保育士確保のための拠点として位置づけ、関係機関が連携協力して保育士の確保のための支援を行う体制整備を促進【法律改正・できるだけ早期に】
○再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等）
○潜在保育士の段階的な職場復帰支援
○職業安定行政と連携して、求人・求職の適切な環境の整備を進める

○総合的な保育士確保対策を推進し、保育の提供体制を確保する



- 【保育人材の増加傾向の維持（令和8年度）】
- 【保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持（令和8年度）】
- 【保育士・保育所支援センターへの登録者数の増加（令和8年度）】

保育の現場・職業の魅力発信

現状・課題等

- SNS上では、保育に関する誤った情報や保育士・保育の現場へのネガティブなイメージが生じ得る内容の情報も存在
- 正確な情報を発信することにより、保育士が進路選択にあたっての選択肢の一つとなること、現在保育士として従事する者が就業を継続すること、一度現場から離れた者の復帰、を後押しすることが必要



「ハローミライの保育士」トップページ



「ポスター」



「保育人材確保懇談会」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深め、保育人材の確保を図る

✓対応のポイント



- 保育の現場や保育士の仕事の魅力の発信
- 保育の魅力・イメージ向上
- 関係者の連携協働、訴求対象を踏まえた取組

【魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信】

- こども家庭庁のHPに「ハローミライの保育士」を開設
主に中高生や資格所有者を対象として、保育所等の実践事例集や実践動画などを掲載し、保育の魅力を発信するとともに、中高生の保護者や進路指導担当者、地域の方など社会全体の保育士という職業への理解促進に取り組む

【多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会等）】

- 保育人材確保懇談会
保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る
- 保育雑誌編集者懇談会
雑誌編集者との意見交換の場を設けることで保育雑誌を媒介とした保育現場への広報の強化を図る
- 保育士・保育所支援センター全国連絡会
好事例の共有・意見交換の場を提供することにより、保育士・保育所支援センターの気運醸成や更なる取組強化を図る 等

【自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援】

- 「保育士・保育の現場の魅力発信事業」による自治体の取組の支援
- 調査研究による効果的な取組事例の共有等



- 保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、保育士を目指す学生を増やす

【保育士を魅力的だと感じるこども・若者等の割合の増加（令和8年度）】

保育人材の確保に向けた総合的な対策

◆ 処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援、さらには保育の現場・職業の魅力発信に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- **保育士修学資金貸付の実施**（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・ 養成施設に通う学生を対象に、学費5万円（月額）や就職準備金20万円（最終回に限る）などを貸付し、卒業後、5年間の実務従事により返還を免除。
 - ・ 養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする。【R6補正予算～】
- **保育士の資格等取得を支援**
 - ・ 保育所等で働きながら養成校卒業による資格等取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- **保育士試験の年2回実施**（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- **保育士養成施設の就職促進の取組への支援**
 - ・ 就職促進、キャリア教育等支援等の、指定保育士養成施設が組織的に実施する取組に要した費用の一部を支援する。【R7予算～】

就業継続支援

- **保育所等におけるICT化の推進**
 - ・ ①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務、④キャッシュレス決済機能のうち必要なシステムの導入費用や、翻訳機等の導入を支援
 - ・ 自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合に補助率を嵩上げ【令和5年度補正予算～】
- **保育補助者の雇い上げの促進**（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・ 現在、保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、段階的に保育士として職場復帰できる足掛かりとなるよう、1年を限度に、保育補助者として従事することを可能とする。【R6予算～】
- **保育体制強化事業の促進**（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・ 保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5予算～】
 - ・ 園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5予算～】
- **保育士宿舍借り上げ支援**（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額7.5万円を上限※）、支給期間：採用から5年以内※）
※令和7年度から対象となる者について適用。前年度に引き続いて当年度も事業の対象となる場合は前年度の補助基準額及び年数を適用。
- **保育士の働き方改革や保育の質の確保・向上のための巡回支援**
 - ・ 保育士のスキルアップや保育の質の確保・充実に図り働きがいが高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
 - ・ 保育所等における勤務環境の改善や保育の質の向上などの助言又は指導を行う「保育事業者支援コンサルタント」による巡回支援を実施。
 - ・ 保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置。
 - ・ 保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回についても支援の対象【R7予算～】
 - ・ 都道府県域で実施する巡回支援について補助基準額の拡充【保育士への巡回支援についてはR6予算～、保育事業者への巡回支援についてはR7予算～拡充】

離職者の再就職支援

- **保育士・保育所支援センターの機能強化**（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・ 保育士再就職支援コーディネーター等によるマッチングやマッチングシステムの導入、保育士キャリアアドバイザーによる保育所等への見学同行等の伴走支援、潜在保育士への職場復帰のための研修の実施などに要する費用を支援。
- **就職準備金貸付事業**（再就職する際に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

保育の現場 ・職業の魅力発信

- **保育保育の現場・職業の魅力発信**
 - ・ 自治体が行う情報発信サイトの開設など、様々な対象者に対する魅力発信への支援
 - ・ こども家庭庁では、保育に関する魅力発信プラットフォームを更新し、保育士の取組事例集等の掲載、SNS等の広報媒体を活用した保育の魅力発信を行う。また、**保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る。**（R6.3～）



魅力発信プラットフォーム
「ハローミライの保育士」
トップページ
(こども家庭庁HP内に開設)

制度の現状・背景

- **保育人材の確保は恒常的な課題**であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、**保育人材確保策の強化を図る必要**がある。
- 保育人材確保の取組のうち、潜在保育士の再就職の促進のため、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「**保育士・保育所支援センター**」について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。
- 保育士・保育所支援センターの取組については、自治体間に相当程度のばらつきがあることが課題。（例えば、マッチング件数は、100件を超える自治体もある一方で、一桁の自治体もある状況。）

R7児福法改正の内容

- **都道府県が、以下の業務を行う拠点（「保育士・保育所支援センター」）としての機能（※）を担う体制を整備**するものとする規定を設ける。※指定都市・中核市は努力義務。
 - **保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体等の連携・協力**に関する努力義務規定を設ける。
- （※）保育士・保育所支援センターの機能
- ① 保育に関する**業務への関心を高めるための広報**
 - ② 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、**職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支**
 - ③ 保育所の設置者に対する、**保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助**
 - ④ ①～③のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務

予算事業における支援内容

[令和6年度交付決定額 4.3億円]

○潜在保育士に対する取組への支援

- ・ 再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供のほか、保育士再就職支援コーディネーターや保育士キャリアアドバイザーを配置し、保育所等への見学同行等の伴走支援を行う。
- ・ また、潜在保育士の職場復帰のための研修や事業者や園長等に対する保育所等の雇用管理改善のための研修の実施。

○人材バンク機能等への支援

- ・ 保育所からの離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
- ・ また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

R6年度配置数

- ・ 保育士再就職支援コーディネーター
67 都道府県・指定都市・中核市
- ・ 保育士キャリアアドバイザー
15 都道府県・指定都市



事業の実績

- 全国で75か所設置 [内訳：都道府県46か所、指定都市・中核市29か所（令和6年10月時点）]
- 保育士・保育所支援センターに登録された方で就職につながった件数 [令和4年度…4,467件 令和5年度…4,597件]



保育士・保育所支援センターを基軸にした保育人材の確保に向けた取組

- 各地域における保育人材確保の実効性を高めるため、各保育士・保育所支援センターにおいて、地域の実情に応じた**支援目標**や確実な根拠に基づく**K P I (重要業績評価指標)**を設定することとし、各センターにおいて、支援目標、K P Iの**達成状況**や**支援実績**を**定期的に公表**し、取組の事業効果を評価し、見直し・改善・支援内容の充実を図る。

改正後の児童福祉法（抄）

第十八条の二十四 都道府県は、次に掲げる業務を行う拠点（以下この款において「保育士・保育所支援センター」という。）としての機能を担う体制を整備しなければならない。

一 保育に関する業務への関心を高めるための広報を行うこと。

二 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援を行うこと。

三 保育所の設置者に対し、保育士が就業を継続することができるような勤労環境を整備するために必要な助言その他の援助を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務を行うこと。

② （略）

第十八条の二十五 国、地方公共団体、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う者その他の関係者は、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

今後の目指す方向性

保育の現場・職業の魅力発信

- 保育士・保育の現場のイメージ向上
- 保育士・保育所支援センターの認知度向上

新規資格取得支援

- 保育士資格取得の促進
- 養成施設卒業者の保育現場への就職促進

離職者の再就職支援

- 潜在保育士の保育現場への就職促進
- 保育士・保育所支援センター利用促進
- 離職者の定着支援

就業継続支援

- 保育現場における就業継続の促進
- 保育現場の職場環境の向上
- 業務負担軽減の促進

新・関係機関との連携

- 相乗効果により上記4つの柱の効果を上昇させる

今後の取組イメージ

保育の現場・職業の魅力発信

- 保育士・保育の現場の魅力に関する広報活動
- 養成施設への入学促進
- センターの取組に関する広報活動 等

新規資格取得支援

- 養成施設卒業者の保育所等への就職支援
- 保育補助者に対する保育士資格取得の勧奨・支援
- 保育士を目指す社会人に対する保育士資格取得支援
- 保育所等へ新規資格取得者採用支援 等

離職者の再就職支援

- 潜在保育士の掘り起こし強化
- 潜在保育士同士の交流（情報交換）機会の設定
- 職場定着までの支援の充実（職場復帰の研修、定期的な状況確認支援等）
- 求人情報の充実・情報提供の迅速化
- 保育所等への採用支援 等

就業継続支援

- 各種相談への対応
- 保育士同士の交流（情報交換）機会の創出
- 階層別（新人、中堅、主任）研修の実施
- 保育所等への各種課題に応じた巡回支援の充実
- 職場環境の改善策の周知・啓発 等

新・関係機関との連携

- ハローワークと連携（合同）した就職支援の強化
- 市町村と連携した人材確保に関する取組実施
- 養成施設と連携した卒業生の保育所等への就職活動支援
- 保育団体と連携した地域での保育人材の確保 等

	都道府県	設置主体	実施団体
1	北海道	北海道	キャリアバンク株式会社
2		札幌市	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
3	青森県	青森県	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
4	岩手県	岩手県	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
5	宮城県	宮城県	一般社団法人 宮城県保育協議会
6	秋田県	秋田市	秋田市
7	山形県	山形県	社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
8	福島県	福島県	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
9		郡山市	郡山市
10	茨城県	茨城県	一般社団法人 いばらき保育サポートセンター
11	栃木県	栃木県・宇都宮市	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会
12	群馬県	群馬県	社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会
13		前橋市	前橋市
14		高崎市	特定非営利活動法人 ぐんまこどもわくわくサポーターズ
15	埼玉県	埼玉県	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
16	千葉県	千葉県	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会
17	東京都	東京都	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
18	神奈川県	神奈川県・横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
19		相模原市	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
20	新潟県	新潟県	新潟県保育連盟
21	富山県	富山県	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
22	石川県	石川県	社会福祉法人 石川県社会福祉協議会
23	福井県	福井県	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
24	山梨県	山梨県	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
25	長野県	長野県	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会
26	岐阜県	岐阜県	岐阜県
27	静岡県	静岡県・静岡市	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会
28	愛知県	愛知県	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会
29		名古屋市	公益社団法人 名古屋私立保育連盟
30		豊橋市	豊橋市
31		岡崎市	岡崎市
32	三重県	三重県	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
33	滋賀県	滋賀県・大津市	一般社団法人 滋賀県保育協議会
34	京都府	京都府	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
35		京都市	公益社団法人 京都市保育園連盟

	都道府県	設置主体	実施団体
36	大阪府	大阪府	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
37		大阪市	一般社団法人 大阪市私立保育連盟
38		堺市	堺市
39		高槻市	高槻市
40		豊中市	豊中市
41		枚方市	枚方市
42		吹田市	吹田市
43		兵庫県	公益社団法人 兵庫県保育協会
44	兵庫県	神戸市	公益社団法人 神戸市私立保育園連盟
45		姫路市	姫路市
46		西宮市	一般社団法人 西宮市私立保育協会
47		尼崎市	尼崎市
48	奈良県	明石市	明石市
49		奈良県	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会
50	和歌山県	和歌山県	社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会
51	鳥取県	鳥取県	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
52	島根県	島根県	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会
53	岡山県	岡山県	岡山県
54		岡山市	岡山市
55	広島県	倉敷市	倉敷市
56		広島県	広島県
57	山口県	福山市	福山市
58		山口県	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
59	徳島県	下関市	下関市
60		徳島県	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
61	香川県	香川県	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
62	愛媛県	愛媛県	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
63	高知県	高知県	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
64	福岡県	福岡県	公益社団法人 福岡県保育協会
65		北九州市	北九州市
66		福岡市	福岡市
67		久留米市	久留米市
68	佐賀県	佐賀県	社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会
69	長崎県	長崎県	一般社団法人 長崎県保育協会
70	熊本県	熊本県・熊本市	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
71	大分県	大分県	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
72	宮崎県	宮崎県	株式会社 アソウ・ヒューマニーセンター
73	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県
74		鹿児島市	一般社団法人 鹿児島市保育園協会
75	沖縄県	沖縄県	一般社団法人 おきなわこどもサポートチーム・株式会社 ヒューマンネット (コンソーシアム)

背景と現状

- 地域における保育人材確保のため、平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする、いわゆる「**地域限定保育士制度**」を創設。
- 上記の制度が創設された当時は、通常の保育士試験の実施回数は年間1回だったが、その後年間2回実施の取組みが広がり、**平成29年度以降は全ての都道府県において年間2回の試験を実施**。
- 保育人材の確保は全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体間に差がある。**特に不足するおそれ大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにすることが必要**。

地域限定保育士制度の概要

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、**特定の都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設**。
- 都道府県等が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、**保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類等を添付して、試験実施方法書により内閣総理大臣に申請**。認定を受けた都道府県等（以下「認定地方公共団体」という。）において地域限定保育士試験の実施が可能。
- **地域限定保育士試験は、認定試験実施方法書の定めるところにより、筆記試験及び実技試験によって行い、実技試験は筆記試験の全てに合格した者について行う。ただし、認定地方公共団体の長が行う一定の要件（※）を満たす講習を修了した者に対しては実技試験の全部を免除できる**。
（※）講習の時間数は27時間以上であること、講習を実施するのに必要な講師及び受講者の評価を行う者（教育内容編制主任）を配置すること 等
- 筆記試験は、保育原理、教育原理、社会的養護、子ども家庭福祉、社会福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育実習理論（以下「保育原理等の科目」という。）について行うこととするほか、地域の実情に応じ必要な科目（以下「独自の科目」という。）について筆記試験を行うことができる。なお、**独自の科目が保育原理等の科目と同等の内容を有するものと認められる場合は、認定試験実施方法書の定めるところにより同等の内容を有する保育原理等の科目に代わるものとして、当該独自の科目を行うことができる**。
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、**法人一般を指定試験機関として指定可能**。
- 地域限定保育士は、地域限定保育士登録を行った認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り業務を行うことができるが、**登録後3年を経過かつ、地域限定保育士として一定の勤務経験（1年（1,440時間））がある者**は、申請により、全国で働くことのできる通常の保育士登録が受けられる。

予算事業における支援内容（令和8年度予算概算要求内容）と事業実績

✓ 保育人材等就職・交流支援事業

令和8年度予算概算要求において、当該事業の補助メニューに「保育士・地域限定保育士を目指す者への知識・技術向上支援」を追加し計上。保育士・地域限定保育士を目指す者を対象に、保育士等として必要となる知識・技術の取得に係る講習や研修、試験の広報等に必要な経費を補助。
【実施主体】都道府県、市町村 【補助基準額】1自治体当たり5,263千円

✓ 国家戦略特別区域法に基づく地域限定保育士制度の実施自治体数：3自治体（令和7年度）

【自治体名】神奈川県、大阪府、沖縄県



「ハローミライの保育士」サイトのコンテンツ制作

① 保育士資格を持つ白鳥久美子さんが行く！保育士・保育所支援センターのご案内



白鳥さんが保育士になって気が付いたこと(母としての立場、こどもをあずける立場になって知った保育士という職業のすばらしさ、魅力)について語り、実際に保育士・保育所支援センターを訪ねて、どのような情報が受けられるか二宮先生と体験する動画となっています。

② くまモンがチャレンジ！保育士さんのお手伝いをするモン！



くまモンが熊本の保育園を訪ね、保育士のお手伝いを通し、
保育士の魅力を伝える動画になっています。



③ ひろみちお兄さんのハローミライの保育士スペシャル収録with大豆生田先生 ～保育士さん・保育を学ぶ学生さんからの質問を一緒に考えよう～



学生、現役保育士からの質問を集め、その内容に答える
ラジオ番組風の動画となっています。

※ 前編は「保育士」からの質問、
後編は「学生」からの質問に回答しています。





▲「ハローミライの保育士」トップページ

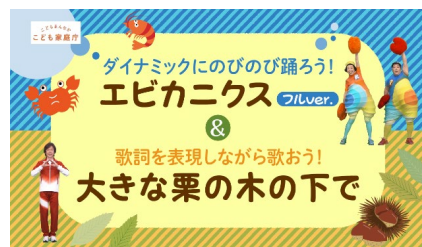


▲「ハローミライの保育士」動画で学ぶ保育

ショート動画▶

方法①
高校から
指定保育士養成施設
へ進学し卒業する

指定保育士養成施設には、
主に大学（4年制）
短期大学（2年制）
専門学校（2年制／3年制）など
全国675か所があります



- 保育士資格を持つ白鳥久美子さんが行く！保育士・保育所支援センターのご案内
- ▶ <https://www.youtube.com/watch?v=gzr4me90AOQ>
- くまモンがチャレンジ！保育士さんのお手伝いをするモン！
- ▶ <https://youtu.be/yHk3VlFAx0o>
- ひろみちお兄さんのハローミライの保育士スペシャル収録with大豆生田先生
- ▶ <https://youtu.be/teDgonAE9eg> （全編・保育士からの質問編）
- ▶ <https://youtu.be/pwPyolBnLPU> （後編・学生からの質問編）
- ひろみちお兄さん & ケロポンズの歌って踊ろう！SHOW～豊かな表現力を養う手遊び歌講座～
- ▶ <https://youtu.be/qYXnqDtpe30>
- ▶ <https://youtu.be/BUjlt1oy1VM>
- 「バスに乗って」を楽しく遊ぶ講座
- ▶ <https://youtu.be/teAgeU0sK1o>
- 手品と音楽で学ぶ遊び方講座
- ▶ <https://youtu.be/Z0qkGKxLMVE>
- ハーモニー広がる音の世界で学ぶ遊び方講座
- ▶ <https://youtu.be/g6FaOjCeT24>
- ショート動画
- ▶ <https://www.youtube.com/@KodomoKatei/shorts>

※ 記載以外の動画も複数あります。